

府中町立府中緑ヶ丘中学校生徒の自殺事案について

〔 平成 28 年 4 月 19 日 〕
教 育 委 員 会

1 府中町教育委員会及び学校の説明対応状況

対応日	内容
3月31日	第1回府中町学校運営等についての調査検討委員会開催

2 県教育委員会の取組

(1) 県立学校長会議等での指導

4月11日（月）開催の県立学校長会議及び4月13日（水）開催の市町教育長会議において、次の事項について指導を徹底した。

項目	指導内容
① 情報管理の徹底	3月24日付け「学校において作成・保存する表簿等の適正な取扱いについて」（通知）及び「文書の適正管理及び個人情報の適切な取り扱いの徹底について」（通知）を踏まえ、「個人情報の適正管理に係るチェックリスト」を資料として配付し、保管方法及び保管場所等の確認を行うとともに、所属職員に対し、文書及び個人情報の適正管理並びに情報セキュリティの確保について、周知・徹底を図るよう指導した。
② 組織的な学校運営体制	校内組織体制について、共有化や管理職の役割等の視点で点検するための「組織的な学校経営に関するチェックリスト」を資料として配付し、3年間を見通した指導体制が構築されるよう指導した。
③ 適切な進路指導の在り方	県立学校長会議では、キャリア教育の視点に立ち、教員の共通理解を深め、計画的、組織的、継続的に行うことが重要であることから、校内において組織的な進路指導体制のもとで適切に行われているか再度点検し、取組を進めよう指導した。 市町教育長会議では、校内指導体制の確立、進路指導主事の役割等を示した「進路指導の在り方について」を資料として配付し、進路指導の充実に努めるよう指導した。
④ 適切な生徒指導の在り方	生徒指導は、問題行動への対応という側面だけではなく、すべての児童生徒の人格のよりよき発達を目指すという側面をもつていてことや、校長を中心とした組織的な生徒指導体制を確立する必要があることを指導した。 さらに、どのようなことがあっても子供の命が失われることがないように、「心の回復力」を育てる取組を組織的・計画的に進めるよう指導した。

(2) その他の取組

今後、管理職研修、進路指導主事研修及び生徒指導主事研修等の機会で、継続的に指導の徹底を図る。

個人情報等の適正管理に係るチェックリスト

	項目	十分できている	どちらかといえばできている	どちらかといえばできていない	ほとんどできていない
1 体制・システムの確立	個人情報及びその取扱いについての共通認識ができている。				
	情報管理の仕組みや手順について教職員間で確認ができている。				
	個人情報の取扱いに関して、チェック体制は機能している。				
	個人情報の取扱いに関する研修会等を定期的に実施し、教職員に周知徹底している。				
	管理職を始め、関係分掌等の主任等は個人情報の取扱いに関する注意喚起を適切な時期に繰り返し行っている。				
	個人情報に関わる資料・データの確認は、複数の者で複数回実施している。				
2 適切な保管・管理・運用	個人情報を保管する場合、鍵のかかる場所に保管している。				
	個人情報に関わる資料・データについては、机上等に放置することなく、所定の場所に整理して保管している。				
	個人情報に関わる文書等を移動させる場合、ファイルに綴じたり、封筒等に入れたりしている。				
	個人情報に関わる文書等を引き継ぐ場合、相手に直接手交するとともに、記録に残している。				
	個人情報を取り扱う場合、期限までに時間的ゆとりを確保するなど時間を十分にとり計画的かつ慎重に行っている。				
	出席簿など原簿となる資料を明確にし、それとの照合により、個人情報を確認している。				
	メール等を使用する場合、資料・データ等については、パスワードをかけるなど、細心の注意を払って扱っている。				

組織的な学校経営に関するチェックリスト

	内 容	十分 あてはまる	概ね あてはまる	一部 あてはまる	当てはま ない
1	全ての教職員が自校の課題を共有している。				
2	全ての教職員が学校経営目標を共有している。				
3	全ての教職員が入学から卒業までを見通した教育計画を共有している。				
4	校務運営会議・企画委員会、部会等において活発に議論している。				
5	校内組織及び部員数等を、年度毎に検証し、必要に応じて変更している。				
6	主任及び教職員のそれぞれの役割と責任を明確にしている。				
7	分掌組織、学年組織、委員会組織が連携し、一体となって学校経営目標の達成に向かって取り組んでいる。				
8	学校経営目標の達成に向けた取組の立案に全ての教職員が参画している。				
9	校内のリスク情報が速やかに管理職に伝わるシステムができている。				
10	教職員間で業務の手助けなど、互いに頼みやすい雰囲気がある。				
11	管理職が教職員の業務の進捗状況を把握している。				
12	管理職が教職員の業務の優先順位を適切に指示している。				
13	管理職が必要に応じて業務分担の見直しや進度調整等をしている。				
14	管理職が日頃から教職員の意見や思いを聴き、適切に支援している。				

進路指導の在り方について

平成28年4月
広島県教育委員会

1 進路指導とは

変化の激しい社会の中で、生徒たちは、「生きる力」を身に付け、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していかなければなりません。

進路指導は、生徒が将来の社会生活についての理解を深め、自らの在り方や生き方を考えながら、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助する生き方の指導であり、キャリア教育の中核をなしています。

各学校においては、キャリア教育の視点に立ち、教職員の共通理解を深め、一人一人の生徒を大切にし、その可能性を十分に伸ばせるよう、学校の教育活動全体を通じ、系統的、計画的、組織的に行なうことが大切です。

2 進路指導の推進

(1) 校内指導体制の確立

進路指導は、校長の方針の下、全教職員の共通理解と協力的な組織体制において進められることが必要です。そして、進路指導主事を中心とした進路指導の組織が、学校全体の中に適切に位置付けられ、機能化が図られているかを十分に検討する必要があります。

進路指導に当たる教員、とりわけ学級担任は、進路指導に必要な専門的な知識や指導技術あるいは見識などの向上に努め、よりよい指導を実践するための研修を重ねる必要があります。そのためには、進路指導に関する学年あるいは学校単位の研修会等を積極的、計画的に進めるとともに、指導内容の研究や事後の反省・評価、その他自己研修等を行うことが大切です。

また、進路指導上の重要な記録については、速やかに作成・保管し、管理職及び進路指導主事等による、情報管理を徹底する必要があります。

(2) 進路指導主事の役割

進路指導主事は、進路指導の推進の中心であり、校長の監督を受け、進路指導の計画や運営の状況について、絶えず確認・評価し、その改善・充実を図るとともに、教職員間の連絡調整、関係教職員に対する指導、助言に当たります。

そのためには、今日的な課題について理解を深め、進路指導に関する知識・理解、指導技術について、一層専門性を高め、リーダーとしての資質を向上することが大切です。

(3) 学級活動における進路指導

- ア 学級活動における計画の立案に当たっては、卒業学年だけでなく、入学時から卒業まで見通しをもって生徒一人一人のキャリア発達を促すために、系統的、計画的に進路に関する指導を行うことが大切です。
- イ 指導に当たっては、具体的な事例や資料等を十分に活用し、生徒が進路の学習に主体的に取り組むことができるよう留意することが大切です。

(4) 進路に係るガイダンス機能の充実

現在及び将来の生き方を考え、主体的に進路選択を行う能力を育成するためには、適切な情報提供や説明、各種の援助・相談活動といった、ガイダンス機能を充実させることが大切です。

- ア 進路相談は、自己理解を深め、進路に対する関心を高め、自己の人生設計とそれに伴う進路選択の能力、進路先における適応能力、進路に関する問題解決の能力などを養うことを目指して行う援助です。

進路相談を効果的に行うためには、教員と生徒との相互理解を深め、信頼関係を築く必要があります。そのため、教員は日頃から生徒と接する機会を大切にし、教員と生徒の人間関係づくりに努めることが必要です。

- イ 進路選択に関する面談については、計画的、継続的に実施することが大切です。
- ウ 進路相談や進路選択に関する面談で得た個人情報については、適切に管理する必要があります。
- エ 学校の進路指導の方針等については、入学時から適切な時期を捉えて、PTA総会や懇談会等で保護者に周知し、理解を得ることが大切です。

(5) 関係機関との連携

- ア 生徒の状況等を把握し、生徒の進路を実現するため、生徒が進学を希望する学校や職業安定所等と必要に応じて連携し、情報・資料等を得ることが大切です。
- イ 生徒が進学先や就職先でよりよく適応できるように、学校や事業所等と十分連携を行うことが大切です。

(6) 啓発的体験活動

個々の生徒がしっかりととした勤労観・職業観を身に付け、自らの生き方を深く考え、主体的に進路を選択できるようにするために、職場見学・職場体験等、進路に関する啓発的な体験活動の推進を図ることが大切です。

生徒指導チェックリスト

	項目	十分できる	半分以上はできている	余りできない	ほとんどできていない
1	あいさつ等マナーの指導をし、児童生徒に積極的に声をかけているか				
2	指導基準を文書化し全教職員に配付するなど、指導の統一を図っているか				
3	欠席・遅刻・早退した児童生徒の保護者に連絡をしているか				
4	始業ベルと同時に授業を開始しているか				
5	教室内の机の整頓や、教室や廊下等にゴミやプリント類を落とさせない環境づくりをしているか				
6	掲示物の破れやはがれ、落書きなどがあればすぐに修復しているか				
7	問題を見つけたときに見逃さず指導しているか				
8	全教職員を対象に校内生徒指導研修会を実施しているか				
9	校長・教頭等への報告、連絡、相談できる体制があるか				
10	PTA総会、保護者会等で学校の指導方針を保護者に十分説明しているか				
11	組織として問題行動を把握し、対応の記録を残しているか				
12	忘れ物をなくす指導をしているか				
13	登・下校指導を実施しているか				
14	学級日誌や班ノートを利用するなどして児童生徒理解を深めているか				
15	生徒指導部会を定期的に開催しているか				
16	年間、学期及び月ごとの指導計画及び指導目標を作成しているか				
17	学校行事及び児童会または生徒会活動に児童生徒が積極的に参加しているか				
18	児童生徒がクラブ活動または部活動に積極的に参加しているか				
19	児童生徒作品を校内に掲示するなど児童生徒の自己表現の場を確保しているか				
20	問題行動等の未然防止のため、校内巡回指導を行っているか				
21	生徒指導規程の内容が適切なものとなるよう、適宜その見直しを行っているか				
22	警察等の関係機関と定期的に連携を図っているか				
23	近隣の他校種との連絡会を実施しているか				
24	校内に花を植えるなど積極的に美化活動をしているか				
25	全校児童生徒を対象に非行防止教室を実施しているか				
26	問題行動等に対応できる危機マニュアルを作成しているか				
27	保健室等に用事のない児童生徒が集まることのないよう指導しているか				
28	教職員の服装は普段からふさわしいものとなっているか				
29	いじめ防止等に係る委員会を定期的に開催しているか				
30	課題のある児童生徒への支援のため個別の指導計画を作成しているか				

※あてはまる欄に1を記入する。

生徒指導の充実

生徒指導は、児童生徒に望ましい生き方を身に付けさせるための重要な機能である。また、生徒指導は、児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、個々の特性を生かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるような資質や能力の向上を図るものである。

児童生徒が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力を育成することが生徒指導の目標である。

1 生徒指導

(1) 自己指導能力の育成

自己指導能力を育成するためには、次の三つの機能をあらゆる教育活動に生かすことが重要である。

○ 自己決定の場を与える

児童生徒が、決められたルールを守り、自分自身で責任が取れる範囲内で、自らが行動を選択し、その行動に責任を取る機会を与えることである。

○ 自己存在感を与える

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、一人一人の存在を大切にする指導のことである。また、自己存在感は、他者とのかかわりの中で見いだされることもあることから、望ましい集団づくりが重要である。

○ 共感的人間関係を育成する

教職員と生徒及び生徒同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を育成することである。

(2) 生徒指導の在り方

今日、児童生徒の問題行動が社会問題となる中で、生徒指導はともすれば表面的に現われた問題行動そのものへの対応といった側面のみが強調され、対症療法的な指導になりがちである。

しかしながら、本来の生徒指導は、児童生徒一人一人の健全な成長を促し、児童生徒自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、問題行動の有無にかかわらず、すべての学校で取り組む必要がある。

そのため、学習指導の場を含む学校生活のあらゆる場を通じて、児童生徒に自己選択や自己決定の機会を与え、その過程において、児童生徒が、将来、社会の一員として、集団の中でルールを守り、個性を發揮し社会に貢献するという人間としての在り方・生き方を身に付けるよう適切に指導・支援を行うことが重要である。

生徒指導の在り方・進め方として大切なことは、ルールを守らず他者に迷惑をかけるなどの行為に対しては、毅然とした粘り強い指導を丁寧に行うとともに、教職員が児童生徒の心に寄り添い、今後の生き方などを共に考え、共に困難を乗り越えようとする姿勢である。

2 生徒指導体制の確立

生徒指導体制の確立とは、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事をコーディネーターとして、すべての教職員が指導方針・指導計画等について共通認識をもつとともに、それぞれの役割を明確にした上で、報告・連絡・相談・確認等を確実に行い、組織として一貫性をもち、徹底した指導を継続的に行うことができる状態のことである。

(1) 各発達段階における生徒指導体制の在り方

小学校段階

学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と生徒指導が相互に補完し合う中で、社会的ルールやマナーの意味や大切さを子ども自身が実感していく生徒指導体制を確立し、学校全体としての生徒指導の充実・強化を図ることが必要である。

中学校段階

生徒指導主事が協働体制の中核となり、コーディネーターとしての役割を果たすとともに、課題解決に向けたきめ細かな学校間連携や家庭連携を行い、社会的ルールや責任感が習得できるよう、学習環境の整備や規律の維持に取り組むことが大切である。

高等学校段階

客観的資料やデータを基に共通理解を図り、学校の教育目標と生徒指導との関連性を明らかにし、全体構想を立てて実践することが大切である。また、規範意識の向上を図るとともに、問題行動の指導に対しては、特別な指導を充実し、懲戒処分の適切で効果的な運用を視野に入れ、毅然とした対応をすることが大切である。

(2) 生徒指導体制の自己評価

生徒指導の充実のためには、すべての教職員が、児童生徒一人一人に対して、あらゆる機会を通じて自己指導能力の育成を目指す指導を行うことが大切である。

そのため、「指導の計画 (PLAN)」、「実際の指導 (DO)」、「指導に対する評価 (CHECK)」、「指導の改善 (ACTION)」を組織的に行う必要がある。

指導に対する評価を行う際には、指導計画や実際の指導そのものについて振り返るとともに、日常の教育活動や生徒指導体制を項目化して点検することが効果的である。

各学校では、実態に合わせて、生徒指導体制点検表を作成し、組織として、また、教員一人一人が自己評価（分析）を行うことが大切である。

また、保護者や地域住民などの学校関係者による評価委員会や外部の専門家による客観的な第三者評価に委ねることで評価の信頼性が高まる。

これらの評価を基に、各学校の生徒指導体制について検討・見直しを行い、次の指導計画の作成及び実際の指導に役立てるようにする。

(3) 教育相談体制の確立

ア 児童生徒が、気軽に悩みや不安を相談できる体制づくりを進める。

イ すべての教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒に自発性・自律性・自主性が醸成されるよう指導することが大切である。

ウ 教育相談体制を充実させるために、次のような取組が考えられる。

- 校務分掌に教育相談を位置付ける。
- 教育相談部、生徒指導部及び担任の相互の連携や相談機関との連携の在り方について、全教職員に周知し、積極的な連携を図る。
- 子育て座談会や子ども理解を深めるための講演会等保護者研修会を企画し、保護者の教育相談に対する理解を深める。
- 構成的グループ・エンカウンター等の研修会を開催し、積極的生徒指導やカウンセリングのスキルの向上を図るとともに、児童生徒へ積極的に実施し、自己肯定感や自己存在感の育成に努める。

(4) 開かれた学校づくりの推進

家庭・地域・学校が一体となって、児童生徒の豊かな人間性の向上を図るために、学校が、地域貢献や情報提供を積極的に行うなど信頼関係を構築することが重要である。

ア 目標や方針等はあらかじめ児童生徒、保護者及び地域住民に十分説明し、その理解を得て、協力体制を作つておくことが大切である。(学校説明会、体験入学、入学時説明会、保護者会、地域懇談会、学級懇談会等)

イ 学校通信等を発行したり、ホームページ等に公開したりして、学校の情報を積極的に広報するとともに、電子メールや電話等で意見を聞く窓口を設けておく。

ウ 地域の行事に参加し、地域と連携した教育内容づくりを工夫する。

エ 上記アで説明した目標や方針について、取組の結果をホームページ等で公開するなど説明責任を果たす。

3 命を守る教育

青少年期の心の健康は、その後の人生の基礎となる重要な課題であり、児童生徒の自殺予防など、児童生徒の命を守る指導の充実が必要となっている。

(1) 命の教育の意義

命の教育とは、命の大切さについて考えさせる指導であり、児童生徒が生や死の意味について真剣に考え、かけがえのない命や人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さとともに生きる喜びを実感できるよう指導することが大切である。

ア 命を取り巻く危機的状況について

暴力行為・いじめ・薬物乱用・デートDV・自傷行為・自殺など、他者や自分自身を傷つける児童生徒が後を絶たない。その背景として、少子化や核家族化、都市化など、急激な社会変化の中で、児童生徒が家族の誕生や親族の死など、命に係わる重要な場面に直接触れる機会や体験が極端に少なくなっていることが指摘されている。

イ 命の教育を進める視点

道徳の時間はもとより、総合的な学習の時間や各教科の中で、また、特別活動等との関連も図りながら、生と死や命に関わるテーマを立て、教育課程全体を見渡して、命の教育に取り組むことが求められる。

実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- 児童生徒が自分自身を価値ある存在として認め、自分自身を大切に思う自尊感情をはぐくむ。
- 命の大切さを実感できるような自然や人と豊かに関わる体験活動の充実を図る。
- 児童生徒個々の発達の段階に配慮する。
- 教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い合わせ直すための研修の充実を図る。

(2) 児童生徒の自殺の防止について

ア 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を察知した場合の対応としてTALKの原則がある。これは、「Tell」、「Ask」、「Listen」、「Keep safe」の頭文字をとつてまとめたものである。

[T] 子供に向かって心配していることを言葉に出して伝える。

[A] 真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構わない。

これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となる。

[L] 倾聴する。叱責や助言などをせずに子供の絶望的な訴えに耳を傾ける。

[K] 危険を感じたら、子供を一人にせず一緒にいて、他からの適切な助言を求める。

自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者に知らせて、子供を医療機関に受診させる必要がある。

イ 子供に必要な自殺予防の知識

ひどく落ち込んで解決が難しいと思われる問題が起こったとき、もちろん自分の力で乗り越えようすることは大切だが、他者に相談できることも生きていく上で素晴らしい能力だということを普段から伝えておくことも大切である。

「死にたい」と打ち明けられたら、その友達の気持ちを大事にしながら話を聴き、信頼できる大人になんぐことがとても大切であるという点を強調する。子供の場合、相手に同調することでともに自殺の危険が増してしまった場合も考えられるからである。

自殺予防のための相談機関や医療機関にはどのようなものがあるか、普段から知つておくことも必要である。日頃から解決のための選択肢を増やしておくことは、死を考えるほど行きづまつたときに命を救うことになる。

4 心の回復力を育成する指導

子供を取り巻く環境が複雑で多様化する中で、困難な状況に対峙し、立ち直っていく力を児童生徒に身に付けさせるため、レジリエンス（心の回復力）を育成する指導の充実が必要である。

(1) レジリエンス（心の回復力）

アメリカ心理学会では、レジリエンス（心の回復力）のことを「逆境やトラブル、強いストレスに直面したときに、適応する精神力と心理プロセス」と説明している。心の回復は、子供の生まれつきの特徴や形成された能力だけで達成できるものではないため、心の回復力は子供の力と子供を取り巻く環境の支援が一体になってつくられる合成的な力だと言える。

(2) レジリエンスを鍛える3つのステージと7つの技術

ステージ		技術	段階
第1	ネガティブ感情に対処する	第一	ネガティブ感情の悪循環から脱出する
		第二	役に立たない「思いこみ」をてなずける
第2	レジリエンス・マッスルを鍛える	第三	「やればできる！」という自信を科学的に身に付ける
		第四	自分の「強み」を活かす
		第五	こころの支えとなる「サポーター」をつくる
		第六	「感謝」のポジティブ感情を高める
第3	逆境体験を教訓化する	第七	痛い経験から意味を学ぶ

(3) 取組の充実

レジリエンスを養うためには、日々の教育活動の中で児童生徒の状況を的確に把握し、適切な声かけを行ったり、定期的な個別面接や児童生徒が相談しやすい環境を整えたりするなど、組織としての意図的・計画的な取組が求められる。そのためには、授業や特別活動等すべての教育活動を通して、小さな成功体験を味わう機会を与えていたり、体験を振り返らせ、友達等と共有させたりするなどの具体的な取組を一層充実させることが必要である。